

1. 障害者総合支援法について

障害者福祉は利用者負担なしで、全国共通の仕組みを作るべきだと思います。この度、成立した障害者総合支援法には「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」が含まれましたが、地域間格差や不十分な予算措置等の問題は依然として残ったままです。障害者総合支援法は施行後3年以内に検討事項と附帯決議の具体化を決めています。

今後の障害者総合支援法の見直しや拡充に対するご見解をお聞かせください。

1区	郡 和子 (民主)	障がい当事者・関係者の意見を尊重しながら、障がい者施策を着実に進める。支給決定プロセスや就労支援のあり方など「障がい者総合支援法」の検討項目について見直す。
	土井 亨 (自民)	日頃より仙台市障害者福祉協会の顧問、仙台市障害者スポーツ協会の理事として活動していますので良く現状は理解しております。 もっと細やかな検討と附帯決議の具体化には積極的に努めて参ります。障害者福祉は私自身のライフワークの一つですので頑張ります。
	横田 匡人 (生活)	障害者総合支援については、見直すべきである。そのために、制度の谷間をなくすための障害支援区分等に対し、当事者の意見を取り入れる必要がある。
	角野 達也 (共産)	障害者総合支援法は事実上の障害者自立支援法であることから、根本から見直しを行うと共に、基本合意や「骨格提言」にそった障害者総合福祉法実現に努力します。生存権理念から言えば、障害者の福祉や医療を無料にすることは至極当然と考えます。障害者予算を大巾に引上げ、地域間格差のない、全国共通のしくみにすべきです。
	林 宙紀 (みんな)	
2区	今野 東 (民主)	施行後3年をめどに、①常時介護を要する障がい者等に対する支援、移動の支援、就労の支援、その他のサービスのあり方などについて検討する、ことになりました。民主党政権になって大幅に増大した障がい当事者の意見を反映するという事をさらに推し進めて見直し、拡充をはかるべきだと思います。
	秋葉 賢也 (自民)	
	斎藤 恭紀 (生活)	
	福島 一恵 (共産)	障害者に関する予算を抜本的に引き上げることが必要で、地域間格差をなくし、全国どこでも障害者の権利が守られるようにすべき。 障害者自立支援法が見直されて障害者総合支援法が成立したが、これを抜本的に見直し、障害者の立場に立った法を実現すべき。 利用者負担なしは言うまでもない。
	菊地 文博 (みんな)	
	中野 正志 (太陽)	
3区	橋本 清仁 (民主)	

	西村 明宏 (自民)	<p>障害者総合支援法を着実に推進し、国と地方の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図ることが基本であるとともに、障害者の皆さんの障害に応じてきめ細やかな対応が必要であると考えます。</p> <p>特に聴覚障害者の方々にとっては、意思疎通を支援するための方策が重要となりますが、聴覚に障害がない人々と平等に生活し社会参加できるよう、手話、要約筆記、指点字などのあらゆる言語コミュニケーション手段が確保されるべく支援制度の拡充が必要であると考えます。</p>
	吉田 剛 (共産)	<p>障害者総合支援法は事実上の障害者自立支援法であり、抜本的に見直し、基本合意や「骨格提言」にそった障害者総合福祉法を実現します。生存権理念に照らせば、障害者の福祉や医療を無料にすることは当然です。障害者予算を抜本的に引き上げ、地域間格差をなくした全国共通のしくみをつくります。</p>
4区	石川 敬貴 (民主)	<p>障がい当事者・関係者の意見を尊重しながら、障がい者施策を着実に進める。支給決定プロセスや就労支援のあり方など「障害者総合支援法」の検討項目について見直す。</p>
	伊藤 信太郎 (自民)	
	戸津川 永 (共産)	<p>障害者総合支援法は、抜本的に見直して、基本合意や「骨格提言」に沿った障害者総合福祉法を実現する。障害者の福祉や医療を無料にすることは、生存権の理念に照らしても当然のことです。</p> <p>障害者予算を抜本的に引き上げて、地域間格差をなくした全国共通のしくみをつくります。</p>
	村上 善昭 (諸派)	
5区	安住 淳 (民主)	
	大久保 三代 (自民)	<p>法制度の見直しを間断なく行い、制度を利用する皆様のニーズに応じていくことが極めて重要と考えます。</p>
	渡辺 昌明 (共産)	<p>障害者総合支援法は事実上の障害者自立支援法であり、抜本的に見直し、基本合意や「骨格提言」にそった障害者総合福祉法を実現します。</p> <p>生存権理念に照らせば、障害者の福祉や医療を無料にすることは当然だと考えます。</p> <p>障害者予算を抜本的に引き上げ、地域間格差をなくした全国共通のしくみをつくります。</p>
6区	鎌田 さゆり (民主)	
	小野寺 五典 (自民)	<p>障害者自立支援法については、応益負担から応能負担に改めるとともに、知的障害、発達障害、精神障害のある人に対して、自民党が障害程度区分から障害支援区分に修正した上で、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いがわかるような形に法改正を行いました。</p> <p>今後は、障害者総合支援法を着実に推進し、国と地方の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図ります。また、障害者に対する福祉的な給付を着実に実行するとともに、自民党が主導した障害者優先調達推進法（ハート購入法）を着実に実施する等雇用の促進に努めます。また、精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、精神</p>

		<p>保健医療福祉施策の改革に取り組むとともに、障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の活用を更に進めます。</p> <p>さらに、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現するため、幅広い国民の共感と理解を得ながら、「障害者虐待防止法」を着実に実施するとともに、障害のある人の自立と社会参加のための施策を着実に推進します。</p>
	高村 直也 (共産)	<p>障害者総合支援法は、障害者自立支援法であり、たかむら直也は、抜本的に法を見直し、基本合意や骨格提言にそった障害者総合福祉法を実現します。</p> <p>生存権に照らせば、障害者の福祉や医療を無料にすることは当然です。障害者予算を抜本的に引き上げ、地域間格差をなくした全国共通の仕組みをつくりま</p>

2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について

市町村では、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業が必須事業とされていますが、派遣条件（利用条件）が自治体で異なる現状では、身体障害者手帳を持たない聴覚障害者、聴覚に障害のあるものと意思疎通の必要のあるものなど誰でもが自由に利用できる制度には至っておりません。また盲ろう者に対する通訳・介助者の養成、派遣事業が都道府県でも必須化されていません。

同じ国民でありながら、居住する市町村によって受けるコミュニケーション支援の範囲や内容が異なってしまう現状について、どのようなご見解をお持ちですか。

1区	郡 和子 (民主)	障がい当事者・関係者の意見を尊重しながら、障がい者施策を着実に進める。支給決定プロセスや就労支援のあり方など「障がい者総合支援法」の検討項目について見直す。
	土井 亨 (自民)	これは国が格一化に取り組むべきであります。その上で上出し、横出しは自治体で更に詳細検討するものです。但し市町村単位ですと財政力の弱い処は極端に不利になるので できるだけ都道府県単位にしなければなりません。
	横田 匡人 (生活)	自治体を越えた制度の一本化と全ての人々に平等である制度の構築が早急に必要である。
	角野 達也 (共産)	聴覚障害者にとって、コミュニケーション支援は基本的で不可欠なものであるにもかかわらず、国が予算をおさえていることから自治体間格差が、自治体の裁量により生じています。国は十分な予算を配分し、身体障害者手帳の有無を条件にしない、必要とする人が誰でも利用出来る包括的支援を行うことが必要と考えています。
	林 宙紀 (みんな)	
2区	今野 東 (民主)	住民に一番近い行政に権限をなるべく移譲する地域主権という考えと、国民の受ける最低限のサービスは公が保障するシビル・ミニマムの考えがあります。シビル・ミニマムは最低限の保障ですから、先行する自治体の例を積極的に活用してコミュニケーション支援事業の向上・高度化をはかって行くことが大切です。選挙時や日常普段の首長や自治体議員への働きかけが必要だと思います。
	秋葉 賢也 (自民)	

	齋藤 恭紀 (生活)	
	福島 一恵 (共産)	身体障害者手帳を持たない人でも、どこでも必要な支援が受けられるようにするには国が抑制している地域生活支援事業予算の配分を十分に行えるようにすべき。派遣事業は必須事業であることから、自治体間格差をなくすためにも、国の主導的役割は重要。
	菊地 文博 (みんな)	
	中野 正志 (太陽)	
3区	橋本 清仁 (民主)	
	西村 明宏 (自民)	障害者総合支援法の成立により、障害者支援の基本的考え方が応益負担から応能負担に変更され、知的障害、発達障害、精神障害のある人に対して、障害程度区分から障害支援区分に修正した上で、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いが明確化されました。 しかしながら、居住する自治体によって支援が体制に濃淡がある状態は早急に是正されるべきと考えます。
	吉田 剛 (共産)	コミュニケーション支援は、聴覚障害者にとってなくてはならない基本的な支援です。それにもかかわらず、国が地域生活支援事業予算をおさえていることから、自治体の裁量による自治体間格差が生まれてしまうことは大きな問題です。身体障害者手帳所持を条件としない、必要とされる人が使える包括的な支援となるよう、国は十分に予算を配分すべきです。
4区	石川 敬貴 (民主)	障がい当事者・関係者の意見を尊重しながら、障がい者施策を着実に進める。支給決定プロセスや就労支援のあり方など「障害者総合支援法」の検討項目について見直す。
	伊藤 信太郎 (自民)	
	戸津川 永 (共産)	コミュニケーション支援は、聴覚障害者にとってはなくてはならない大切な基本的な支援だと思います。それが、国が地域生活支援事業の予算を押さえていることから、自治体の裁量による自治体間格差が生まれてしまっていることは問題です。身体障害者手帳の所持を条件としない、必要とされる人が使える支援となるように、国には予算を十分に配分されるよう求めていく。
	村上 善昭 (諸派)	
5区	安住 淳 (民主)	
	大久保 三代 (自民)	予算や人材不足といった制約が良く言われますが、居住地によって受けられるサービスが異なる現状は望ましいとは言えません。
	渡辺 昌明 (共産)	コミュニケーション支援は、聴覚障害者にとってなくてはならない基本的な支援です。それにもかかわらず、国が地域生活支援事業予算をおさえていることから、自治体の裁量による自治体間格差が生まれてしまうことは大きな問題です。身体障害者手帳所持を条件としない、必要とされる人が使える包括的な支援となるよう、国は十分に予算を配分すべきと考えます。
6区	鎌田 さゆり	

	(民主)	
	小野寺 五典 (自民)	自治体によって格差が生じている現状については解消するための施策が必要であると考えます。今後、社会保障制度改革を議論する国民会議における議論を注視しつつ、施策の検討を進めて参ります。
	高村 直也 (共産)	コミュニケーション支援は、聴覚障害者にとってなくてはならない基本的な支援です。それにもかかわらず、国が地域生活支援事業予算をおさえていることから、自治体の裁量による、市町村間格差が生まれてしまうことは大きな問題です。身体障害者手帳所持を条件とせず、必要とされる人が使える包括的な支援となるよう、国は十分に予算を配分すべきです。

3. 意思疎通支援従事者（手話通訳者等）派遣事業で、派遣の連絡調整業務を遂行するコーディネーターの役割は非常に大きなものがありますが、この設置が義務化されていないこと、専門性の高い意思疎通支援従事者および派遣コーディネーターが市町村、都道府県で身分保障の根幹となる報酬が保障されていない現状をどうお考えですか。

1区	郡 和子 (民主)	障がい当事者・関係者の意見を尊重しながら、障がい者施策を着実に進める。支給決定プロセスや就労支援のあり方など「障がい者総合支援法」の検討項目について見直す。
	土井 亨 (自民)	末端の自治体にだけ財政負担をさせるのは難しいので、国で根幹の方向性及び財政負担の大枠を決める事が大切です。
	横田 匡人 (生活)	派遣コーディネーターについては設置の義務化を望む。
	角野 達也 (共産)	意思疎通支援従事者とその派遣コーディネーターは設置を義務化し、高い専門性と大きな役割に相応の報酬を保障すべきです。
	林 宙紀 (みんな)	
2区	今野 東 (民主)	介護保険におけるケア・マネージャーのように連絡調整業務が重要であることは明白です。問題はコーディネーターの役割を行政など関係各分野が分かっているということではないでしょうか。行政などにコーディネーターの役割をしっかりと認知させて行くことが何より大切です。
	秋葉 賢也 (自民)	
	斎藤 恭紀 (生活)	
	福島 一恵 (共産)	意思疎通支援従事者設置の早急な義務化を図るとともに、その専門性にふさわしい報酬の保障を実現すべき。
	菊地 文博 (みんな)	
	中野 正志 (太陽)	
3区	橋本 清仁 (民主)	
	西村 明宏 (自民)	障害者支援制度がより実効的に機能するためには、支援を必要とする障害者と支援者だけではなく、両者を橋渡しするコーディネーターの役割が重要であ

		り、このような役割を果たす人材を育成するには報酬はもちろん、教育制度等の拡充が必要であると考えます。
	吉田 剛 (共産)	意志疎通支援従事者や派遣コーディネーターは設置を義務化し、専門性が高く役割が大きいことにふさわしく報酬を保障すべきです。
4区	石川 敬貴 (民主)	障がい当事者・関係者の意見を尊重しながら、障がい者施策を着実に進める。支給決定プロセスや就労支援のあり方など「障がい者総合支援法」の検討項目について見直す。
	伊藤 信太郎 (自民)	
	戸津川 永 (共産)	意志疎通支援従事者や派遣コーディネーターは設置を義務化すること。それと専門性が高いうえに役割が大きいので、それにふさわしい報酬を保障すべきと考えます。
	村上 善昭 (諸派)	
5区	安住 淳 (民主)	
	大久保 三代 (自民)	必要なスキルや専門性が正当に評価される仕組みが重要と考えます。
	渡辺 昌明 (共産)	意志疎通支援従事者や派遣コーディネーターは設置を義務化し、専門性が高く役割が大きいことにふさわしく報酬を保障すべきです。
6区	鎌田 さゆり (民主)	
	小野寺 五典 (自民)	自治体によって格差が生じている現状については解消するための施策が必要であると考えます。今後、社会保障制度改革を議論する国民会議における議論を注視しつつ、施策の検討を進めて参ります。
	高村 直也 (共産)	意思疎通支援従事者や派遣コーディネーターは設置を義務化し、専門性が高く役割が大きいことにふさわしく報酬を保障すべきです。

4. 行政機関では、聴覚障害者が自分の希望するコミュニケーション手段を使ってのサービスの提供を受けるに至っていない現状があります。国民である以上、障害の有無にかかわらず行政のサービスを受けられるべきであり、それを提供する義務が行政機関にはあると考えます。例えば、情報アクセスのバリア解消のため、都道府県市町村の福祉事務所等に手話で相談できるケースワーカー等の相談員の配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員の配置等を推進する必要があると思います。行政機関におけるアクセシブルな情報提供について、どのようなご見解をお持ちですか。

1区	郡 和子 (民主)	障がい当事者・関係者の意見を尊重しながら、障がい者施策を着実に進める。支給決定プロセスや就労支援のあり方など「障がい者総合支援法」の検討項目について見直す。
	土井 亨 (自民)	障害者には、様々なバリアがあります。普通に暮らしている社会が当然なのです。情報のバリアは、交通のバリアと並ぶ最大の障害要件ですので、真っ先に解消すべき課題で、自治体任せでは進捗度合は極めて低いので、国の確かな指導と手当てが必要です。
	横田 匡人 (生活)	当事者の意見を取り入れ当事者により添った対応をするべき。

	角野 達也 (共産)	公的機関が卒先してアクセシブルな情報提供を行うことを基本にして、福祉事務所などに手話の出来るケースワーカー等の配置や、地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員配置などは、行政機関に不可欠な情報提供です。
	林 宙紀 (みんな)	
2区	今野 東 (民主)	ご指摘の手話で相談できるケースワーカーや筆談対応の職員研修等々の具体的なことは、市町村や県で対応し実現すべき内容だと思います。各自治体への要請や自治体議員・首長への理解を得るための様々な働きかけを是非行ってください。 なお、民主党政権前の2009年度の障がい者福祉サービス予算が5,512億円だったのが、2012年度は7,884億円に増額となっていることもお伝えします。
	秋葉 賢也 (自民)	
	斎藤 恭紀 (生活)	
	福島 一恵 (共産)	全くそのとおりであり、行政がその役割を十分に発揮することが必要。
	菊地 文博 (みんな)	
	中野 正志 (太陽)	
3区	橋本 清仁 (民主)	
	西村 明宏 (自民)	行政機関が地域コミュニティ等で果たす役割は多岐にわたり、特に障害者の方々との関係においては、各種支援制度をお伝えするだけでなく、様々な行政情報をリアルタイムでお伝えすることが障害者支援に資することから、手話ができる人材の育成や適正な人員配置が必要であると考えます。
	吉田 剛 (共産)	福祉事務所などに手話で相談できるケースワーカー等の相談配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員配置など、いずれも不可欠な行政機関の情報提供です。公的機関が先頭にたってアクセシブルな情報の提供をおこなうことは当然実施されるべきものです。
4区	石川 敬貴 (民主)	障がい当事者・関係者の意見を尊重しながら、障がい者施策を着実に進める。支給決定プロセスや就労支援のあり方など「障害者総合支援法」の検討項目について見直す。
	伊藤 信太郎 (自民)	
	戸津川 永 (共産)	不可欠な行政機関の情報提供として、福祉事務所などに手話で相談できるケースワーカー等の配置、地方自治体の窓口で筆談対応できるよう職員研修、手話のできる職員配置等。公的機関が先頭に立ってアクセシブルな情報提供を行なうことは当然実施されるべきものと考えます。
	村上 善昭 (諸派)	
5区	安住 淳 (民主)	

	大久保 三代 (自民)	福祉関係者はもとより、行政職も手話等に通じるよう、研修が求められると 考えます。
	渡辺 昌明 (共産)	福祉事務所などに手話で相談できるケースワーカー等の相談配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員配置など、いずれも不可欠な行政機関の情報提供です。公的機関が先頭にたつてアクセシブルな情報の提供をおこなうことは当然実施されるべきです。
6区	鎌田 さゆり (民主)	
	小野寺 五典 (自民)	自治体によって格差が生じている現状については解消するための施策が必要であると考えます。今後、社会保障制度改革を議論する国民会議における議論を注視しつつ、施策の検討を進めて参ります。
	高村 直也 (共産)	福祉事務所などに手話で相談できるケースワーカー等の相談配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員配置など、いずれも不可欠な行政機関の情報提供です。公的機関が先頭にたつてアクセシブルな情報提供をおこなうことは当然実施されるべきものです。

5. 政見放送への手話通訳、字幕の挿入の義務化、選挙時の情報保障について

5-1) 次回の参議院選挙比例代表に字幕付与の方針であるものの、現在は公職選挙法により、総選挙比例代表区、参議院選挙区は字幕付与もなく、総選挙小選挙区には字幕付与も手話通訳も政党持込みビデオで政党の任意に任されています。なお、知事選挙には、手話通訳の付与は実現しておりますが、字幕がありません。

国民でありながら候補者を選ぶ権利、参政権を行使するための情報の入手が制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

5-2) また、このたびの選挙において、政見放送、個人演説会、選挙公報など政見を訴える場面において、手話通訳、字幕、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助等の聴覚障害者・盲ろう者に対する情報保障を実施されますか？

1区	郡 和子 (民主)	参政権を行使するための情報の入手が十分に保障されるよう、民主党としては手話通訳をつける等に務めているところである。さらに字幕等が普及するよう環境整備を図ってまいります。
	土井 亨 (自民)	4に回答、記述した通りで「誰もが普通に暮らして行ける社会」が理想ではなく、当然になるよう、私は行動して参りますので、実施します。
	横田 匡人 (生活)	5-1) 全ての人に平等であるべきである。 5-2) 出来るだけ配慮することを望みます。
	角野 達也 (共産)	5-1) 早急に公職選挙法を改正し、国民誰もが候補者を選ぶ権利や参政権を行使するための情報入手を可能にし、憲法違反をなくすべきです。 5-2) 全国の総選挙小選挙区の持ち込みビデオは、日本共産党本部が手話通訳と字幕の付与を責任をもって実施しています。
	林 宙紀 (みんな)	5-1) 5-2)
2区	今野 東 (民主)	5-1) 以下は民主党の障がい者施策の該当部分です。 「参政権を行使するための情報の入手が十分に保障されるよう民主党としては手話通訳をつける等務めているところである。さらに字幕等が普及するよう

		環境設備をはかりたい」 5-2) 政見放送は手話・字幕がつきます。個人演説会はまだはっきりしていません。選挙公報は宮城県の選管の担当になりますが、点字の選挙公報は用意するが、数に限りがあるので、早目に申し出て欲しい、とのことです。 なお、今野が普段使っている名刺は点字が入っています。
	秋葉 賢也 (自民)	5-1) 5-2)
	斎藤 恭紀 (生活)	5-1) 5-2)
	福島 一恵 (共産)	5-1) 情報の入手制限は、法の下での平等に反することから、早急に公職選挙法を改正し、参政権を保障すべき。 5-2) 全国の総選挙小選挙区のビデオで、手話通訳と字幕の付与を日本共産党本部の責任で実施している。
	菊地 文博 (みんな)	5-1) 5-2)
	中野 正志 (太陽)	5-1) 5-2)
3区	橋本 清仁 (民主)	5-1) 5-2)
	西村 明宏 (自民)	参政権の基本となる選挙での投票活動と、候補者への投票の判断基準となる政見放送等のバリアフリー化は、障害者の方々の政治参加を促す上で重要な施策であると考えます。小職の選挙活動においては、主張をパネルに要約したり、各種広報での文字を読みやすくするなどにより、障害者の方々に政策を理解いただく工夫に取り組んでいます。
	吉田 剛 (共産)	5-1) 候補者を選ぶ権利や参政権を行使するための情報入手の制限は、憲法に反する事態です。早急に公職選挙法を改正すべきです。障害者権利条約の批准や「意見書」にもとづく障害者差別禁止法の制定を求める立場からも、参政権などの保障は当然だと考えます。 5-2) 全国の総選挙小選挙区の持ち込みビデオにおいて、日本共産党本部が責任をもって手話通訳と字幕の付与を実施しています。
4区	石川 敬貴 (民主)	参政権を行使するための情報の入手が十分に保障されるよう、民主党としては手話通訳をつける等努めているところである。さらに字幕等が普及するよう環境を整備を図りたい。
	伊藤 信太郎 (自民)	5-1) 5-2)
	戸津川 永 (共産)	5-1) 候補者を選ぶ権利や参政権を行使するための情報入手の制限は、憲法に反する事です。公職選挙法を改正することを急ぐべきです。 5-2) 全国の総選挙小選挙区の持ち込みビデオにおいて、日本共産党の本部が責任をもって手話通訳と字幕の付与を実施しています。
	村上 善昭 (諸派)	5-1) 5-2)
5区	安住 淳 (民主)	5-1) 5-2)

	大久保 三代 (自民)	5-1) 限られた情報で政策を判断し、一票を投じることの危うさは理解できません。今後さらなる情報の拡充に努めてまいります。 5-2) 自民党としての対応は県連等にお尋ねいただきたく存じます。当候補に関しましては、政権放送ではフリップを用いるなど、ノウハウがない中ではありますが、可能な限りの対応をしてまいります。
	渡辺 昌明 (共産)	5-1) 候補者を選ぶ権利や参政権を行使するための情報入手制限は、憲法に反する事態です。早急に公職選挙法を改正すべきです。障害者権利条約の批准や「意見書」にもとづく障害者差別禁止法の制定を求める立場からも参政権などの保障は当然だと考えます。 5-2) 全国の総選挙小選挙区の持ち込みビデオにおいて、日本共産党本部が責任をもって手話通訳と字幕の付与を実施しています。
6区	鎌田 さゆり (民主)	5-1) 5-2)
	小野寺 五典 (自民)	1についてはご指摘の問題を解消するための施策が必要であると考えます。2については、急遽の解散のため対応が間に合わないため、残念ながら実施いたしません。
6区	高村 直也 (共産)	5-1) 候補者を選ぶ権利や参政権を行使するための情報入手の制限は、憲法に反する事態です。早急に公職選挙法を改正すべきです。障害者権利条約の批准や意見書にもとづく障害者差別禁止の制定を求める立場からも、参政権などの保障は当然です。 5-2) 全国の総選挙小選挙区の持ち込みビデオにおいて、日本共産党本部が責任をもって手話通訳と字幕の付与を実施しています。

6. 障害者差別禁止法について

現在、障害者差別禁止法の制定についての「差別禁止部会」の提言が出されています。提言では、社会の理解を深めるために「差別」の定義と身近な調停・相談機関の設置など紛争解決の仕組みが必要としています。「合理的配慮の不提供」や「不均等待遇」を差別とするよう求めています。

障害者差別禁止法の制定についてご見解をお聞かせください。

1区	郡 和子 (民主)	障がいの有無にかかわらず、共に生きる共生社会を実現するため、内閣府の障がい者政策委員会等における検討を踏まえ、障がいを理由とする差別の禁止に関する法律の制定を目指します。また、「国連障害者権利条約」を批准し、国内法制の整備を図ります。
	土井 亨 (自民)	制定については、積極的に取り組みます。
	横田 匡人 (生活)	障害者差別禁止法については当事者や専門家の意見を積極的に取り入れ、柔軟に対応していくことを望む。
	角野 達也 (共産)	障害者権利条約の批准をすすめるうえで、実効性のある障害者差別禁止法の制定が不可欠です。総合支援法では、総合福祉部会による骨格提言がほとんど反映されず、当事者の怒りを呼びました。そうした暴挙をくりかえすことなく、差別禁止部会がまとめた「意見書」にももつづいた法案が提出されるよう求めます。
	林 宙紀 (みんな)	

2区	今野 東 (民主)	民主党内につくられた差別禁止 PT の副会長を務めさせていただき、ヒアリングを重ねましたが、是非とも法制化を進め、国連の障がい者権利条約の締結に必要な国内法の整備を行いたいと思います。
	秋葉 賢也 (自民)	
	斎藤 恭紀 (生活)	
	福島 一恵 (共産)	実効性のある障害者差別禁止法の制定は不可欠であり、「差別禁止部会」の提言に基づいた法案が提出されることを強く求める。
	菊地 文博 (みんな)	
	中野 正志 (太陽)	
3区	橋本 清仁 (民主)	
	西村 明宏 (自民)	法の下での平等を定める日本国憲法の理念に鑑みれば、障害を理由とする不合理な差別は撤廃されるべきです。 一部自治体では障害者差別禁止条例が定められており、より一層の障害者支援に資するとすれば、関係法制の整備が行われるべきであると考えます。
	吉田 剛 (共産)	障害者権利条約の批准をすすめる上で、実効性のある障害者差別禁止法の制定が不可欠です。総合支援法では、総合福祉部会による骨格提言がほとんど反映されず、当事者の怒りを呼びました。そうした暴挙をくりかえすことなく、差別禁止部会がまとめた「意見書」にもとづいた法案が提出されるよう求めます。
4区	石川 敬貴 (民主)	障がいのある人もない人も共に生きる共生社会を実現するため、内閣府の障害者政策委員会等における検討を踏まえ、障がいを理由とする差別の禁止に関する法律の制定を目指す。「国連障害者権利条約」を批准する。
	伊藤 信太郎 (自民)	
	戸津川 永 (共産)	総合支援法では、総合福祉部会による骨格提言がほとんど反映されず、当事者の怒りを呼びました。そうした暴挙をくり返すことがないよう、差別禁止部会がまとめた「意見書」にもとづいた、実効性のある障害者差別禁止法の制定が不可欠です。そのような法案が提出されるよう求めます。
	村上 善昭 (諸派)	
5区	安住 淳 (民主)	
	大久保 三代 (自民)	法律によらなければ差別が解消できないという現状は残念ですが、障がいを有する方々が安心して暮らせるような法制度はもちろん重要と存じます。
	渡辺 昌明 (共産)	障害者権利条約の批准をすすめる上で、実効性のある障害者差別禁止法の制定が不可欠です。総合支援法では、総合福祉部会による骨格提言がほとんど反映されず、当事者の怒りをよびました。そうした暴挙をくり返すことなく、差別禁止部会がまとめた「意見書」にもとづいた法案が提出されるよう求めます。
6区	鎌田 さゆり	

	(民主)	
	小野寺 五典 (自民)	現在、私は「国連障害者の権利条約推進議員連盟」の副会長を務めておりますが、以前は同議員連盟の事務局長を務めており、当時からJDFの皆様方と権利条約の他、障害者差別禁止法、情報・コミュニケーションの問題についても勉強、議論して参りました。 これらの問題については、今後もJDFの皆様方と協力しながら、真摯に取り組んで参ります。
	高村 直也 (共産)	障害者権利条約の批准をすすめる上で、実効性のある障害者差別禁止法の制定が不可欠です。総合支援法では、総合福祉部会による骨格提言がほとんど反映されず、当事者の怒りをよびました。そうした暴挙をくりかえすことなく、差別禁止部会がまとめた意見書にもとづいた法案が提出されるよう求めます。

7. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

障害者福祉以外に医療、福祉全般、教育、司法、就労、放送・通信など社会のあらゆる分野で障害者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法制度は、聴覚障害者の生命や社会参加を保障するという重要性にも関わらず、確立していません。聴覚障害者のみならず他の障害者を含めた全国民に必要な仕組みとして情報アクセス・コミュニケーション保障を定めた法律が必要であると考えます。

このことについて、どのようにお考えか見解をお聞かせください。

1区	郡 和子 (民主)	障がいの有無にかかわらず、共に生きる共生社会を実現するため、内閣府の障がい者政策委員会等における検討を踏まえ、障がいを理由とする差別の禁止に関する法律の制定を目指します。また、「国連障害者権利条約」を批准し、国内法制の整備を図ります。
	土井 亨 (自民)	情報、コミュニケーションの保障は、私のライフワークである障害者福祉の根幹の考え方ですので、国の法律、制度に確実に刷りこむべきです。 全力を尽くします。
	横田 匡人 (生活)	一日も早く確立をするべき。
	角野 達也 (共産)	障害者権利条約第21条「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」や、さきの障害者基本法改正による付帯決議の「情報アクセス・コミュニケーションについて検討を加え、その結果に基づいて法制度の整備その他必要な措置を講ずること」が記載されていることから、情報アクセス・コミュニケーションを保障する法律は必要です。
	林 宙紀 (みんな)	
2区	今野 東 (民主)	民主党政権になり「当事者のことは当事者の手で」ということを基本に①障害者基本法の改正②障害者自立支援法に代わる新法の制定③差別禁止法の制定などを積極的にすすめてきました。情報・コミュニケーションを保障することは極めて大切です。法制化するとして、それをどのようにすすめていくか。個別法なのか、差別禁止法に盛り込むのかなど含めて今後の課題です。
	秋葉 賢也 (自民)	
	斎藤 恭紀 (生活)	

	福島 一恵 (共産)	情報アクセスやコミュニケーションを保障する法制度の確立が必要。
	菊地 文博 (みんな)	
	中野 正志 (太陽)	
3区	橋本 清仁 (民主)	
	西村 明宏 (自民)	聴覚障害者の方々の社会参加にはコミュニケーション支援等の拡充が不可欠です。聴覚障害者だけでなく、目や耳にその機能上の障害を持つ人にとって、「読む」「書く」「見る」「聞く」「話す」環境を整備すること、そして知的障害、発達障害等を有する人にとって「わかりやすく読む」「わかりやすく聞く」「わかりやすく見る」環境を整備し、さらに相手に「わかりやすく書く」「わかりやすく話す」よう求めることができる環境の整備を図ることが必要であると考えます。
	吉田 剛 (共産)	障害者権利条約第 21 条「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」や、さきの障害者基本法改正による付帯決議の「情報アクセス・コミュニケーションについて検討を加え、その結果に基づいて法制度の整備その他必要な措置を講ずること」が記載されていることから、情報アクセス・コミュニケーションを保障する法律は必要です。
4区	石川 敬貴 (民主)	障がいのある人もない人も共に生きる共生社会を実現するため、内閣府の障害者政策委員会等における検討を踏まえ、障がいを理由とする差別の禁止に関する法律の制定を目指す。「国連障害者権利条約」を批准する。
	伊藤 信太郎 (自民)	
	戸津川 永 (共産)	情報アクセス・コミュニケーションを保障する法律は必要と考えます。それは、障害者権利条約 21 条「表現及び意見の自由ならびに情報の利用の機会」や障害者基本法改正による付帯決議「情報アクセス・コミュニケーションについて検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずること」が、記載されているからです。
	村上 善昭 (諸派)	
5区	安住 淳 (民主)	
	大久保 三代 (自民)	お見込みのとおり。
	渡辺 昌明 (共産)	障害者権利条約 21 条「表現および意見の自由ならびに情報の利用の機会」や、さきの障害者基本法改正による付帯決議の「情報アクセス・コミュニケーションについて検討を加え、その結果に基づいて法制度の整備その他必要な措置を講ずること」が記載されていることから、情報アクセス コミュニケーションを保障する法律は必要です。
6区	鎌田 さゆり (民主)	
	小野寺 五典 (自民)	現在、私は「国連障害者の権利条約推進議員連盟」の副会長を務めておりますが、以前は同議員連盟の事務局長を務めており、当時から JDF の皆様方と

		<p>権利条約の他、障害者差別禁止法、情報・コミュニケーションの問題についても勉強、議論して参りました。</p> <p>これらの問題については、今後もJDFの皆様方と協力しながら、真摯に取り組んで参ります。</p>
	高村 直也 (共産)	<p>障害者権利条約第 21 条 表現および意見の自由ならびに情報の利用の機械や、さきの障害者基本法改正による付帯決議の「情報アクセス・コミュニケーションについて検討を加え、その結果に基づいて法制度の整備その他必要な措置を講ずること」が記載されていることから、情報アクセス・コミュニケーションを保障する法律は必要です。</p>

8. その他

障害者施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

1 区	郡 和子 (民主)	<p>障がいの有無にかかわらず、共に生きる共生社会を実現するため、内閣府の障がい者政策委員会等における検討を踏まえ、障がいを理由とする差別の禁止に関する法律の制定を目指します。また、「国連障害者権利条約」を批准し、国内法制の整備を図ります。</p>
	土井 亨 (自民)	<p>日頃より、障害者の皆さんと共に考え、行動していますので、いまだ不十分な事や、要望については、理解しておるつもりですが、今後は更に多くの事をテーブルにあげ、議論し、行動に移して参ります。</p> <p>「昨日より今日、今日より明日」が障害者福祉にとり組む私の姿勢です。一歩ずつ頑張ります。</p>
	横田 匡人 (生活)	<p>企業や事業所における安定的な障害者雇用の確立、施設入所、入院から地域への移行をすすめ、住宅、職場、生活支援にわたる総合的なケア体制の充実。</p>
	角野 達也 (共産)	<p>障害者権利条約の批准をすすめるためにも「基本合意」、「骨格提言」にもとづく障害者総合福祉法を制定することです。応益負担はなくし、福祉や医療を無料にして、障害者のくらしと権利をまもります。</p>
	林 宙紀 (みんな)	
2 区	今野 東 (民主)	<p>障がい者基本法が改正され、障害の有無によって分け隔てられないという理念が盛り込まれました。今後はインクルーシブ教育をしっかりと保育や教育の場で実践することが大切です。そのためには障がい者差別禁止法の教育分野にそのことをしっかりと書き込み、教職員の増員やバリアフリー工事などの予算を確保することが必要で、それらに取り組みたいです。</p>
	秋葉 賢也 (自民)	
	斎藤 恭紀 (生活)	
	福島 一恵 (共産)	<p>障害を持った人も平等に生存権の保障と社会参加を促進するためにも、障害者総合福祉法の制定が不可欠。そのためにも、最低限、医療や福祉の応益負担をなくし安心して生活できる社会の実現をめざす。</p>
	菊地 文博 (みんな)	
	中野 正志 (太陽)	

3区	橋本 清仁 (民主)	
	西村 明宏 (自民)	<p>障害者の方々が豊かで幸福な生活を行うための支援策としては、福祉的な給付を着実に実行するとともに、障害者優先調達推進法（ハート購入法）を着実に実施する等雇用の促進に努めることが不可欠です。</p> <p>また、精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるように、精神保健医療福祉施策の改革や、障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の活用も選択肢となります。</p> <p>更に、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現するため、幅広い国民の共感と理解を得ながら、障害のある人の自立と社会参加のための施策を着実に推進していくことが大切であると考えます。</p>
	吉田 剛 (共産)	<p>障害者権利条約の批准をすすめるためにも、「基本合意」、「骨格提言」にもとづく障害者総合福祉法を制定することです。応益負担はなくし、福祉や医療を無料にして、障害者のくらしと権利をまもります。</p>
4区	石川 敬貴 (民主)	<p>障がいのある人もない人も共に生きる共生社会を実現するため、内閣府の障害者政策委員会等における検討を踏まえ、障がいを理由とする差別の禁止に関する法律の制定を目指す。「国連障害者権利条約」を批准する。</p>
	伊藤 信太郎 (自民)	
	戸津川 永 (共産)	<p>「基本合意」や「骨格提言」にもとづく障害者総合福祉法を制定すること。それが、障害者権利条約の批准を進めることになります。</p> <p>更に応益負担はなくして、福祉や医療を無料にすることで、障害者のくらしと権利を守ります。</p>
	村上 善昭 (諸派)	
5区	安住 淳 (民主)	
	大久保 三代 (自民)	<p>これまでの障害者施策は、利用者の立場から見れば使いづらい面があったと理解しております。政治家が生半可な知識や経験で政争の具にするのではなく、利用者のご意見・ご要望を真摯に承りながら、よりよい制度づくりに尽力したいと思っております。</p>
	渡辺 昌明 (共産)	<p>障害者権利条約の批准をすすめるためにも、「基本合意」、「骨格提言」にもとづく障害者総合福祉法を制定することです。</p> <p>応益負担はなくし福祉や医療を無料にして、障害者のくらしと権利を守ります。</p>
6区	鎌田 さゆり (民主)	
	小野寺 五典 (自民)	
	高村 直也 (共産)	